公益財団法人全国市町村研修財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成２４年１０月１５日　規程第　４号
改正　令和　８年　３月１３日　規程第　４号

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人全国市町村研修財団定款（以下「定款」という。）第１４条及び第３０条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　役員とは、理事及び監事をいう。

⑵　常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、公益財団法人全国市町村研修財団（以下「財団」という。）を主たる勤務場所とし、毎週３日以上この法人に勤務する者をいう。

⑶　非常勤役員とは、前号以外の者をいう。

⑷　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

⑸　費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

２　前項第４号の報酬等と第５号の費用は、互いに明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　常勤役員には、毎月、俸給及び地域手当（以下「俸給等」という。）を支給する。

２　常勤役員には、毎年６月及び１２月に、期末手当を支給することができる。

３　常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

４　非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額により報酬を支払うことができる。

５　評議員には、定款第１４条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬の額）

第４条　役員が常勤役員である場合の俸給月額は、別表第１に定める限度額を超えない範囲において理事長が定める。

２　役員が非常勤役員である場合の報酬額は、別表第２に定める額とする。

３　評議員の報酬額は、定款第１４条第１項に定める金額の範囲内において別表第３に定

める額とする。

（地域手当）

第５条　常勤役員の地域手当は、常勤役員が受けるべき俸給月額に、職員給与規程で定める事務局職員に支給する地域手当の支給割合に準じて理事長が定める割合を乗じて得た額を支給する。

（期末手当）

第６条　常勤役員の期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

２　前項の期末手当は、常勤役員が受けるべき俸給月額と、地域手当月額の合計額に、職員給与規程で定める事務局職員に支給する期末手当及び勤勉手当の合計支給割合に準じて理事長が定める割合を乗じて得た額を支給する。

（報酬等の支給等）

第７条 常勤役員の俸給等は、毎月１日から末日までの分を１月分とし、毎月１６日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日にあたるときは、順次その前日に繰り上げて支給する。

２　常勤役員の期末手当は、６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日にあたるときは、順次その前日に繰り上げて支給する。

３　評議員及び非常勤役員にあっては、評議員会・理事会への出席等の都度、支払うものとする。

４　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

５　報酬等は、法令に基づき報酬等から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（新たに常勤役員となった者等の俸給等）

第８条　新たに常勤役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

２　常勤役員が退職、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日までの俸給等を支給する。

（俸給等の日割計算）

第９条　前条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（退職手当）

第１０条　常勤役員が、退職又は死亡により退任した場合においては、在職期間１月（１

月に満たない端数が生じたときは、１月とする。）につき、その者の退職日における報酬月額に１００分の２０以内で理事長が定める割合を乗じて得た額に相当する額（１００円未満の端数が生ずる場合は、１００円に切り上げた額）を退職手当としてその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。ただし、財団以外の機関から派遣された職員であって、財団を退職した後派遣元に復帰する者を除く。

２　前項の退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、月の途中で任期満了となり、かつ、引き続き常勤役員となったときは、当該任期満了となった月はこれに算入しない。

３　第１項に規定する遺族の範囲及びその退職手当を受ける順位については国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第１１条の規定の例による。

４　第１項の退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接その者に支給する。ただし、定款第２９条の規定により同条第１号に該当するものとして解任されたときは、退職手当は支給しない。

（通勤手当）

第１１条　常勤役員には、通勤に要する費用として、通勤手当を支給することができる。

２　前項の通勤手当の支給額及び支給方法の詳細は、事務局職員の例による。

（費用）

第１２条　財団は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用（前条の通勤手当を除く）については、遅滞なく支払うものとする。

（補則）

第１３条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「設立の登記の日」とする。）から施行する。

２　設立の登記の日の前日に財団法人全国市町村研修財団（以下「旧財団」という。）に在任する常勤役員であって、移行の登記の日以降引き続きこの財団の常勤役員となった者の在任期間は、その者の旧財団の常勤役員としての在任期間を、この財団の常勤役員としての在任期間とみなす。

３　この規程は、認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として施行後直ちに公表するものとする。これを変更した場合も、同様とする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１　役員が常勤役員である場合の俸給月額限度額

・理事長　　１，００６，０００円
・副理事長　　９３３，０００円
・常務理事　　８５２，０００円
・理事　　７３６，０００円
・監事　　７３６，０００円

別表第２　役員が非常勤役員である場合の報酬額

理事会出席等、必要の都度

・理事長　　２３，０００円
・副理事長　　２３，０００円
・理事　　２０，０００円
・監事　　２０，０００円

別表第３　評議員の報酬額

評議員会出席等、必要の都度

２０，０００円